

算定方式の考え方の変更点

資料 6－2

1. 「果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方」の変更点に係る新旧対照表

今 回	前 回
果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案） 下記年産（年度）の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。 （収穫共済） ・ なつみかん及び指定かんきつ 27年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては26年産）に係る共済関係 ・ びわ及びうめ 26年産に係る共済関係 ・ その他の果樹 26年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては25年産）に係る共済関係 （樹体共済） 平成25年度に共済責任期間が開始する共済関係 第1 収穫共済 3 収穫共済掛金標準率 （1）共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては収穫通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に対し<u>収穫共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったもの</u>を収穫通常共済掛金標準率とする。 （2）・（3） （略）	果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案） 下記年産（年度）の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。 （収穫共済） ・ なつみかん及び指定かんきつ 24年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては23年産）に係る共済関係 （新設） ・ その他の果樹 23年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては22年産）に係る共済関係 （樹体共済） 平成22年度に共済責任期間が開始する共済関係 第1 収穫共済 3 収穫共済掛金標準率 （1）共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては収穫通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に<u>所要の安全率を付加したもの</u>を収穫通常共済掛金標準率とする。 （2）・（3） （略）

今 回	前 回
第 2 樹体共済 3 樹体共済掛金標準率 (1) 共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては樹体通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に<u>対し樹体共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったもの</u>を樹体通常共済掛金標準率とする。 (2)・(3) (略)	第 2 樹体共済 3 樹体共済掛金標準率 (1) 共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては樹体通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に<u>所要の安全率を付加したもの</u>を樹体通常共済掛金標準率とする。 (2)・(3) (略)

２．「畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方」の変更点に係る新旧対照表

今 回	前 回
畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案） <u>下記年産の共済関係から適用する畑作物一次共済掛金標準率は、次により算定する。</u> ・ <u>ばれいしょ及び蚕繭</u> ① <u>２５年産の引受けを適正に行うことができない地域</u> <u>２６年産に係る共済関係</u> ② <u>２５年産の引受けを適正に行うことができる地域</u> <u>２５年産に係る共済関係</u> ・ <u>茶</u> <u>２６年産に係る共済関係</u> ・ <u>その他の農作物</u> <u>２５年産に係る共済関係</u> ２ 畑作物一次共済掛金標準率 共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、<u>その平均値に対し畑作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを</u>畑作物一次共済掛金標準率とする。	畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案） <u>平成２２年産の畑作物共済に係る共済関係から適用する畑作物一次共済掛金標準率は、次により算定する。</u> ２ 畑作物一次共済掛金標準率 共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、<u>これに所要の安全率を付加したものを</u>畑作物一次共済掛金標準率とする。